

(仮称)成田西三丁目農業公園管理運營業務委託に関する質問と回答

\* 受け付け順。原則、原文表記で記載(誤字脱字等除く)

No.	件名	質問内容	回答
1	参加にあたり	本案件につきましては実施要領の公表から企画提案書等の提出期間がかなり短いのですが何か理由があるのでしょうか？	区(産業振興センター)が説明会の未開催も含め公募期間として適当と認めた期間となります。ご了承ください。
2		本案件の公募にあたり、なぜ説明会を開催しないのでしょうか？	
3	実施要領	本案件は杉並区緑地保全方針に示す公園管理運營業務です。しかし杉並区内の法人の参加についての地域性の評価基準が評価内容として全く明記されておりません。評価基準として加算されないのでしょうか？	詳細な評価基準は非公開となっています。
4		「契約金額は予算の範囲内」とありますが、事業規模の概算額は予算額と違うと考えて宜しいでしょうか？また、予算額とは違う場合は3千200万を超えても構わないのでしょうか？	御認識のとおりです。
5		概算額の3千200万円は税込でしょうか？税別でしょうか？	税込金額です。
6		参加にあたり、2社以上のJVでの申込みでも構わないでしょうか？また可能の場合、提出書類のうちどれが各社分を提出しなければならないのでしょうか？	JV(共同事業体)として参加する場合、企画提案書等の提出時に協定書案(様式任意)を提出してください。また代表事業者以外の事業者については、提出書類一覧(別紙2)の1、2、4、7、8、9、10の提出をお願いします。
7	業務説明書	公園内の除草及び草刈につきましては、圃場以外の場所を1名以上の常駐出勤者が行う程度を概算計上していると考えて宜しいでしょうか？それとも除草及び草刈の面積分の作業金額を予算計上されているのでしょうか？	実施要領で「園内を常に快適な状態に保つため、雑草の生育状況を把握し、繁茂しないよう早めに除草や草刈を行う。」としているので、どのような体制で業務を遂行するかは企画提案内容とします。
8		管理事務所の管理業務のうち、「管理事務所の機械設備の設定及び解除」とは、具体的にどのようなものなのでしょうか？	管理事務所については、区で機械警備機器を設置します。受託者には、管理事務所開閉時の機械警備の設定・解除の操作をお願いします。
9		ボランティアへの支援として、「(仮称)みどりの支援隊」立ち上げには杉並区が行うと考えて宜しいのでしょうか？また、その支援方法には様々な考え方があり、いくらの概算金額を見越して予算計上されているのでしょうか？	(仮称)みどりの支援隊の立ち上げは区で行います。支援方法に伴う予算は、本委託事業に含まれており支援方法は企画提案内容とします。
10		イベント用の農作物の種類については受託者の考えにより自由に決めてよいのでしょうか？何か制約があるのでしょうか？	業務説明書(別紙1)の15提出書類及び17その他(3)をご参照ください。
11		食用農作物については、収穫後どのような扱いになるのでしょうか？すべて区側にて利用、処理されるのでしょうか？	成果物は区に帰属します。17その他(3)もあわせてご参照ください。
12		すぎなみブランドの農作物の扱いについては、受託者は企画・栽培・収穫・周知まで、収穫後の販売などすべて区側で行う考えなのでしょうか？	

13		28年度収穫予定の農作物、今年度の作付けされた業者(団体)名はどちらでしょうか？	東京中央農業協同組合
14		イベントを行う場合の主催者は、杉並区と考えると宜しいでしょうか？	御認識のとおりです。
15		有料イベントの企画、実施は可能でしょうか？可能な場合、イベント収益の処理方法を教えて下さい。	可能です。なおイベント収入は原則、実費費用とし区の収入となります。
16		圃場にて使用するスコップ等の作業工具及び耕耘機等の作業機械類はすべて受託者の負担でしょうか？	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘の作業工具及び耕耘機等の作業機械類については、運営に必要なものとし、受託業者の負担となります。
17	公園の維持管理	植栽(高木・中低木・生垣・芝生)の手入れを行う業者に指定があるのか。	中低木・生垣・芝生は受託業者の対応、高木は区で対応します。
18	管理事務所の管理業務	水道、電気料金等の料金は委託費で、委託業者が支払うのかどうか。	水道、電気料金等の光熱水費は区で契約し、区で支払います。
19		電話の開設費及び、使用料負担についてはどうか。	電話については、区で開設し、料金も区で支払います。
20		パソコン・コピー機等の事務用品は、全て委託業者が準備するのかどうか。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘のパソコン、コピー機等の事務用品は、運営に必要なものとし、受託業者負担となります。
21		機械警備について、警部会社との契約が必要か、それとも契約は区が行い、月々の費用を負担すればよいのか。	機械警備については、区で契約し区で支払います。
22		AEDは事前に準備されているのか。	AEDについては事前に設置する予定です。
23		その他、管理事務所に区で用意している備品について教えてください。	管理事務所内に区で用意する備品は、以下のとおりです。 ・休憩室1:折りたたみテーブル8台、折りたたみ椅子30脚 ・休憩室2:テーブル1台、椅子4脚、冷蔵庫、書棚、下足箱各1台 ・事務室:両袖付デスク1台、パソコンラック1台、書棚1台
24	ボランティアへの支援	人材育成・ボランティア情報交換・区民等への教育に用いる機材(ホワイトボード・プロジェクター・TV・DVDプレーヤー・屋内・屋外で使用する拡声器)は準備されているのか。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘の機材については、予算上の制約はありますが、維持管理に必要なものとし、区の負担と考えています。
25	圃場の管理	圃場管理のための農業機械・農機具等は委託費の中で、委託業者が用意するのか。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘の農業機械・農機具等については、運営に必要なものとし、受託業者の負担となります。
26		講座やイベント等で使用するクワやシャベル等の備品も、委託費で受託業者が用意するのか。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘のクワやシャベル等については、運営に必要なものとし、受託業者の負担となります。
27		イベント参加費は全て無料にするのか。それとも付加価値を付けたイベントを実施し、500円程度の参加費をいただくことは可能か。	有料講座の開催は可能ですが、実費費用とし区の収入となります。

28		28年度に収穫予定の小麦、菜の花、オカノリについて、品種及び、収穫時期を教えてください。	小麦…農林61号(収穫時期:6月)、菜の花…緑肥用(すき込み時期:3月下旬～5月中旬)、オカノリ…食用(収穫時期:3月下旬～5月中旬)
29	農業体験イベント実施	また、上記を「活用すること」と説明書にありますが、現在、圃場の多くの面積を占めているため、4月土づくり、5月の種蒔き、苗植えを行う場合、小麦、菜の花、オカノリの圃場の一部を夏野菜の圃場に向けるため、収穫を待たずに、畑にすき込むことも可能か。	可能です。業務説明書(別紙1)の15提出書類及び17その他(3)をご参照ください。
30		イベント開催時等に地元野菜の直売に場所を貸すことは可能か。	農業者又は農業者団体等の協力があれば可能と考えます。
31		イベントで使用するテント・テーブル・椅子等は管理者が準備するのか。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘のイベントで使用するテント・テーブル・椅子等については、予算上の制約はありますが、維持管理に必要なものとし、区の負担と考えています。
32	講座の開催	講座参加費用は無料にするのか。それとも一部材料費等を参加費として徴収する有料講座も可能か。	有料講座の開催は可能ですが、実費費用とし区の収入となります。
33		または、4回程度無料講座を開催し、それに加えて有料講座の開催は可能か。	
34	広報	農業公園のホームページの作成については、プロバイダーとの契約を含め、委託費用を使い、受託者が全て準備するのか。また、委託期間が終了した後は、そのホームページについては、どのように扱うのか。	御認識のとおりです。委託終了後は区との協議事項とします。
35		パンフレットは何部ぐらい作成するのか。	具体的な部数については企画提案内容とします。
36	提出書類(納税証明書)	提出不要となる場合のある入札参加資格として、物品買入れ等競争入札参加資格の場合は該当しますでしょうか。	該当します。
37	負担費用	委託費の中には、農機具等の器材費は含まれていますでしょうか。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘の農機具等の器材費については、運営に必要なものとし、受託業者の負担となります。
38	委託内容の内訳	経費の算出にあたり委託内容の数量・内訳をお示してください。	委託内容については、実施要領別紙1の6業務内容のとおりです。また、清掃面積、中低木の剪定等の規模については、添付の図面を参照ください。
39	耕作者との関係等	敷地内に耕作されている畑があります。公園整備後も現在の耕作者が引き続き耕作を継続する等が必要ですか。	隣接する農業者の畑(私有地)は当該農業公園の敷地外です。
40		また、現在の耕作者に限らず、公園の管理運営上、連携が必要な個人・団体等がありますか。	現在、特定の個人・団体名はお示しできませんが、農業公園を運営していく上で農業者との連携は必要と考えます。
41	事業について	今回の応募は委託事業であるが、杉並区として将来的に指定管理事業への移行は考えられますか。	今回の委託事業による運営状況の検証を踏まえ検討していきます。

42	収穫物の販売	公園内で収穫された野菜等を朝市等で販売することは可能ですか。	成果物は区に帰属します。17その他(3)もあわせてご参照ください。
43	野菜等の活用	公園内で栽培されている野菜を有料イベントに活用することは可能ですか。	質問15の回答と同様
44	事務所の模様替え	管理棟内のレイアウトを変更(たとえば、事務所スペースを広くとる等)することは可能ですか。	目的を達するものであれば可能と考えます。ただし、構造物に影響を及ぼす行為は禁止します。
45	総括責任者	公募要項4ページL5の「統括責任者」、別紙1の8(1)に記載されている「総括責任者」と別紙2の3に記載されている「業務責任者」は同じですか。	申し訳ございません。別紙1の8(1)記載の「総括責任者」、別紙2の3記載の「業務責任者」は、共に「統括責任者」として読み替えてください。
46	自動販売機の設置	受託者が自主事業として公園内に自動販売機を設置することは可能ですか。	自主事業による自動販売機の設置はできません。
47	備品等	備品等は、杉並区から貸与されると考えてよいか。また、貸与されるとすれば備品リストをお示しください。	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けし、運営に必要なものを受託業者負担とします。28年度予算の成立前のため備品リストをお示しできません。
48	動水光費	動水光費は委託費に含まれるか。含まれる場合、動水光費の算出根拠をお示しください。	質問18の回答と同様
49	修繕費	修繕費は委託費に含まれるか。含まれる場合、杉並区の予算額または算出根拠をお示しください。	維持管理上必要な修繕は区が行います。
50	仮設建物	公園内に作業員休憩所、更衣室等に使用する仮設建物を設置することは可能ですか。	建築基準法及び都市公園法による建築物であれば可能です。
51	提出書類一覧の注意事項⑤	建物清掃、電気・暖冷房等設備保守、警備・受付等、催事関係業務で登録していますが、納税証明書の提出は不要で良いですか。	提出は不要となります。
52	実施要領 P1 2(4)	概算額3千200万円は、消費税抜きの金額でしょうか?	質問5の回答と同様
53	実施要領 P4 7(2)ウ	第二次審査には、業務の総括責任者に専任する予定者を含め、最大何名の出席が可能ですでしょうか?	最大4名。4名を超える場合は別途ご相談ください。
54	別紙1 P2 6(1)オ	中低木及び生垣の手入れとあり、図面3の植栽平面図では高木も記載されていますが、高木の手入れは区で行っていただけるのでしょうか?	質問17の回答と同様
55	別紙1 P2 6(2)	管理事務所における機械警備、光熱水費、電話・インターネット使用料、コピー機リース料等は、受託者の負担でしょうか?	通信費(電話)、光熱水費、管理事務所機械警備委託、管理事務所機械設備保守、消防設備保守、管理事務所定期清掃は区が行います。
56	別紙1 P2 6(2)	便所のトイレトペーパー等の消耗品は、受託者の負担でしょうか?	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けします。ご指摘の便所のトイレトペーパー等の消耗品については、運営に必要なものとし、受託業者の負担となります。
57	別紙1 P3 6(7)	ホームページの作成・運営とありますが、指定のサーバーはあるのでしょうか?もし、指定がない場合は、任意のサーバーを使用しても良いのでしょうか?	指定はありません。

58	別紙1 P6 14 (2)	区が貸与する設備、備品等は、どのようなものかリストを提示いただけるでしょうか？（たとえば、電話機、パソコン、コピー・プリンタ複合機、机、イス、ホワイトボード、耕耘機、散水ホースなど）	原則、運営に必要なものと維持管理に必要なもので負担分けし、運営に必要なものを受託業者負担とします。28年度予算の成立前のため消耗品・備品リストをお示しできません。なお管理事務所内に区で用意する備品は質問23をご覧ください。
59	施設平面図	現在、敷地内にビニールハウスが設置されていますが、添付の施設平面図では確認できません。開園時には撤去する予定ですか？	既に撤去されています。
60	その他	敷地の過去の使用状況（全面農地だったか、どんな作物を育てていたか、農薬を散布していたか等）を教えてくださいませんか？	全面農地でした。平成16年4月から25年12月までは農業体験農園を運営しており野菜全般を扱っていました。また26年度の暫定利用期間は、土壌保全のためにクローバー、ソルゴー、小麦を植えると共に周辺保育園等を対象にサツマイモの植付・収穫体験やマリーゴールドの摘み取り体験を実施しました。
61		収穫体験等のイベントは有料で行なっても良いのでしょうか？ また、農産物の販売は行っても良いのでしょうか？	可能です。なおイベント収入は原則、実費費用とし区の収入となります。また成果物は区に帰属します。17その他(3)もあわせてご参照ください。